特集

個別労働紛争の現状と課題

かまもと けいこ

法政大学・法学部・講師

はじめに

労働紛争は労働組合と使用者との間の集団的労 働紛争であれ、個々の労働者と使用者との間の個 別紛争であれ、紛争が生じたことはもちろん、解 決に費用や時間がかかることは、労働者側にとっ て多大な負担となる。集団的紛争については、労 働委員会制度が紛争解決制度の中心として機能し てきたことは論を待たない。そして、個別労働紛 争に関しては、近年、労働審判法や個別労働関係 紛争の解決の促進に関する法律(以下、個別労働 関係紛争解決促進法)が制定されるなど、裁判以 外の紛争解決の制度が整備され、その運用実態等 の研究・紹介も増えてきた(一例としては、東京 弁護士会『ケーススタディ労働審判改訂版』(法 律情報出版、2010年) 多見谷寿郎「現場裁判官 から見た労働審判の課題」季刊労働法229号、後 藤潤一郎「労働審判の現状と改善点」季刊労働法 229号、峰隆之「使用者側代理人からみた労働審 判」季刊労働法229号、野田進「連載・個別労働 紛争『あっせんファイル』」季刊労働法218号~、 村田毅之『日本における労使紛争処理制度』(晃 洋書房、2008年)、等に詳しい)。筆者は、研究者でありつつ、長年にわたり行政機関の労働相談およびあっせんなどに従事してきたが、本稿では、その経験も踏まえて、個別労働関係紛争解決制度を概観するとともに、これらの制度の課題を検討していくこととする。

1.個別労働関係紛争解決促進法 に基づく紛争解決制度の概要

(1) 個別労働関係紛争解決促進法の背景

個別労働紛争は、個々の労働者と使用者との 間の民事的紛争であり、雇用関係という継続的 な関係を前提としていることから、円満な解決、 簡易・迅速な手続き、当事者に費用負担が生じ ない解決システムが望ましい。

国による個別労働紛争解決制度が端緒であり、2001年10月の施行から、今年で9年になる。法律制定に当たっては、当時の平成不況等によるリストラ解雇や労働条件に引き下げ等について、監督行政を中心とした労働基準行政での対応に限界があることから、個別労働紛争解決制度の創設の必要性が指摘されていた。当時もすでに、都道府県の労政行政の一端として個別労働紛争

への相談・あっせん事業をおこなう都府県も存 したが、全国的に見れば、個別紛争に関する解 決制度の整備が待たれていたのである。そこで、 個別労働関係紛争解決促進法が制定され、厚生 労働省は、個別労働関係紛争解決促進法に基づ 総合労働相談コーナーにおける相談等の き、 ワンストップサービス、 都道府県労働局長の 助言・指導、 紛争調整委員会のあっせん制度 を全国で展開している。

(2) 増大する相談と相談内容

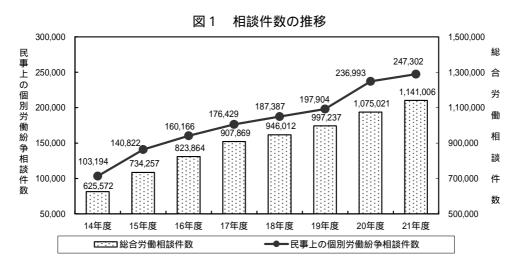
この10年の人事労務管理の個別化等の雇用形 態の変化、経済・雇用情勢の悪化等を反映し、 平成21年度に全国の労働局、労働基準監督署や 駅近の建物等に設置されている「総合労働相談 コーナー」に寄せられた総合労働相談の件数は 約114万件、そのうち労働基準法違反等を伴わ ない解雇、労働条件の引き下げ、職場のいじめ 等といった民事上の個別労働紛争に係る相談件 数は24万7.302件に達する(図1参照)、民事上 の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、「解 雇」が最も多く24.5%、「労働条件の引下げ」 13.5%、「いじめ・嫌がらせ」が12.7%と続く。

(3) 都道府県労働局長による助言・指導

個別労働紛争の中には、当事者の法令や判例 への理解不足等により生じているものが少なく ない。個別紛争の一方当事者が、労働局長の助 言・指導を求めた場合には、都道府県労働局長 は、紛争当事者に問題点を指摘し、解決の方向 性を示唆する助言・指導を行う。この助言・指 導は紛争当事者にこの制度への参加や、ある一 定の措置の実施を強制するものではない。

平成21年度の助言・指導申出件数は7,778件 で、平成20年度比で2.4%増加している。助 言・指導の申出の主な内容は、「解雇」が 24.4%、「いじめ・嫌がらせ」12.3%、「労働条 件の引下げ」11.3%と続く。申出人は、労働者 が98.5%であるが、事業主によるものも1.5% ある。申出人のうち労働組合のない事業所の労 働者が66.5%だが、労働組合がある事業所も3 分の1を占めている。

助言・指導の申出があった場合には、都道府 県労働局において、被申出人に制度参加の意思 確認をしたうえで、事情を聴取し、紛争当事者 に問題点を指摘し、解決の方向性を示唆する助 言・指導を行っている。その特徴は処理の簡 易・迅速性にある。



出所:厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006ken.html)よリダウンロード

(4) 紛争調停委員会に対するあっせん

相談や助言・指導によっても解決できない個別労働紛争については、紛争当事者の間に第三者が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけるなどして、自主的な紛争解決を図る「あっせん」の制度が用意されている。都道府県労働局にはあっせんを行う主体として紛争調整委員会が設置されている。あっせんの特徴は、公平性、任意性、互譲性、柔軟性、簡易・迅速性、非公開性、無償にある。

紛争の一方当事者(使用者からあるいは双方 からの申請もあるが、97.9%が労働者からの申 請)が、紛争調整委員会にあっせん申請書を提 出することがスタートとなる。各都道府県労働 局に設置されたあっせん事務局が、紛争調整委 員会は被申請人にあっせん申請書を送付し、あ っせんに参加するかどうかの意向確認をする。 あっせん申請のうち、被申請人があっせんに参 加する場合には(紛争当時者の一方が手続きに 参加しない等の理由によりあっせんを打ち切っ たものは58.1%ある) あっせん期日を定める。 あっせんに際しては、担当委員が、当事者双方 からそれぞれ話を聞いた上で、当事者間の意向 を踏まえて調整を行い円満な解決を図ることと なる。あっせん申請件数に対し、合意が成立し たものは35%(2,837件%)であり、委員が一定 の解決策を強制することはなく、訴訟や後述の 労働審判のような判定的機能は有していない。 あっせんの期日は、原則1回、おおむね数時間 で終了する。この間にあっせん委員は双方から 意向を聴取の上、解決に向けて調整することと なる。

前掲の厚生労働省の発表によれば、申請の主な内容は、「解雇」が41.9%と最も多く、次いで、「いじめ・嫌がらせ」12.9%、「労働条件の引下げ」8.7%と続いている。処理に要する期

間は、約半数(53.0%)は1ヶ月以内に、1ヶ月を超え2ヶ月以内に終了したものが37.5%であり、ほぼ2ヶ月以内に終了している。

あっせんにかかる事業所は、労働組合のない 事業所が71.4%、3割近くは労働組合が存して いる事業所からの申請となっており、現在の労 働組合組織率18.5%(2009年)からすると、労 働組合の存する事業所の労働者(労働組合員と は限らない)からの申請が少なくないといえる。

また、紛争調整委員会のあっせんに際しては、 弁護士のほか特定社会保険労務士があっせん代 理人となることができる。代理人をつけるか否 かは、当事者に委ねられている。

(5) 都道府県等による個別紛争解決

国が設置する個別紛争解決制度とは別に、都 道府県の知事部局の労政主管部局(労政事務所、 労働相談情報センター、労働センター等)の一 部は、労働紛争(個別、集団を問わない)のあ っせんを実施している。おおむね年間1000件強 のあっせんを実施し、中労委事務局の算定によ れば解決率は67.8%と、国の制度(35%)より 高いようである。

また、個別労働関係紛争解決促進法は、都道府県の労働委員会に個別労働紛争を扱わせることを可としており、44の労働委員会で個別紛争のあっせんを実施している。労働委員会のあっせんも、国の制度よりも解決率が高く、おおむね6割強程度で推移している。

(6) 残された課題

国のあっせん制度は、開始から10年を経て、 その存在が広く労使に知られるようになり、利 用が増加してきた。しかし、その参加・和解が 当事者の任意に委ねられており、被申立人の参 加率の低さがまず指摘されよう。参加してくる

使用者側の被申請人のなかには、解決の意思を 有していない者も含まれており、あっせんの期 日を設けても、必ずしも解決につながらないこ とがある。

また簡易・迅速性の要請から、あっせん期日 が1回、半日程度にとどまり、じっくりと当事 者から話を聞き出して、争点整理等を行ったう えで解決案を練るというよりは、申請人が提出 したあっせん申請書を間において、簡潔に事実 関係の聴取をし、解決の意思の有無、譲歩の余 地などを調整するにとどまる。

確かに簡易・迅速性と納得性の高い解決との 両立は困難にみえるものの、あっせん期日前に 当事者にあっせん制度の説明を十分に行うこと や、あっせんにおいて、法令や判例等を説示し、 和解をうながすこと、当事者の主張の交通整理 により誤解を解くことなどの積重ねにより克服 されてきた。

国のあっせんでは、解雇、雇止め、いじめと いった深刻な紛争であっても、解決の多くが金 銭解決となり、その金額も幅があるという指摘 もある(『個別労働関係紛争処理事案の内容分 析 - 雇用終了、いじめ、嫌がらせ、労働条件の 引き下げ及び三者間労務提供関係 - 』労働政策 研究・研修機構、2010年、労働政策研究報告書 123号)。解雇などの紛争にあたっては、復職や 労働関係の継続といった解決策が最善であるが、 いったん、企業外の紛争解決システムに乗せて

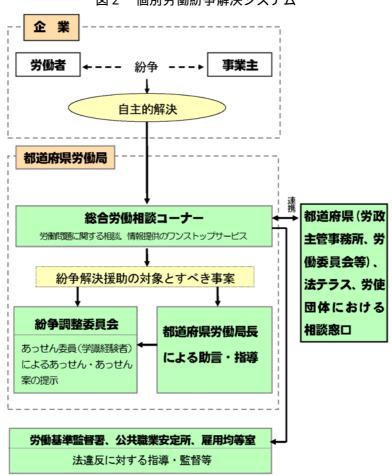


図2 個別労働紛争解決システム

出所:図1と同じ

しまうと、労働者側も「戻っても居辛い」「またいじめられるのでは」と復職に消極的な場合もある。復職や雇用継続にあっては、企業内に支援者がいる、バックアップしてくれる労働組合があるといったことが重要であろう。労働組合等の幅広い支援などが望まれるところである。

2. 労働審判制度の概要

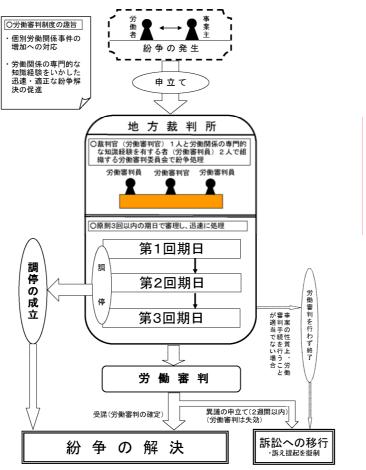
(1) 労働審判法とは

個別紛争、集団的紛争、行政訴訟等を合わせると、おおむね年間3000件前後の労働訴訟が提起されるが、訴訟による解決は時間もかかり、

訴訟費用や弁護士費用といった金銭負担も労働者には負担となる。さらに、訴訟であれば、勝つか負けるかの大勝負であって、敗訴の場合の精神的・経済的ダメージも大きい。「裁判沙汰」という言葉もあるように当事者の対立の激化・硬化につながることもある。そういったなかで、簡易・迅速・専門的な司法手続が待ち望まれ、制定されたのが労働審判法であり、2006年4月1日に施行されている。

労働審判の1年目(2006年度)には1163件、2007年度には1563件、いわゆるリーマンショックがあった2008年度には2052件と急増し、2009年度は3468件の申立があった。

労働審判制度の概要



出所:首相官邸ホームページ(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/hourei/roudousinpan_s-1.pdf)よりダウンロード

(2) 労働審判委員会による審判

労働審判は,解雇、雇止め、賃金や退職金等 の請求、安全配慮義務違反による損害賠償請求、 労働契約の承継など,事業主と個々の労働者と の間の労働関係に関する紛争(個別労働関係民 事紛争)を対象として,紛争の実情に即し,迅 速,適正かつ実効的に解決することを目的とす るものである(労働審判法1条)。「個々の労働 者と事業主との間」の紛争が対象となるため、 労働組合と事業主との間に生じたいわゆる集団 的労使紛争は労働審判手続の対象とはならない が、労働組合員が団体交渉等で解決できなかっ た解雇等の紛争を、労働審判として裁判所に申 立てすることは可能である。なお、労働者と労 働者との間の紛争も対象とならない。

労働審判手続に付されると、個別紛争は、 「労働審判委員会」によって審理される。この 労働審判委員会は、労働審判官(裁判官)1人 と労働関係に関する専門的な知識と経験を有す る労働審判員2人とで組織される。労働審判員 は、雇用関係の実情や労使慣行などについて詳 しい知識と豊富な経験をもった人を、全国的な 労働組合および使用者団体からの推薦により、 最高裁判所が任命する。

労働審判手続は、労働審判官が指揮し(労働 審判法13条)、原則として非公開である(労働 審判法16条)。労働審判は、原則3回以内の期 日で審理を終結する(労働審判法15条2項)。 第1回期日から実質的審理に入るため、当事者 双方が十分な準備をして第1回の期日に臨むこ とが不可欠とされている(最高裁判所事務総局 行政局監修『労働審判手続に関する執務資料』 (2006年、法曹会) 8 頁))。

労働審判手続の申立は書面でするが (労働審 判法5条) 具体的には,申立書、申立手数料 及び郵便切手、相手方が法人の場合には,商業

登記簿謄本又は登記事項証明書等、雇用関係の 詳細が明らかになる基本的な書類及び予想され る争点についての証拠書類等を提出する。申立 書には、申立ての趣旨、申立ての理由、予想さ れる争点及びその争点に関連する重要な事実、 予想される争点ごとの証拠、当事者間において された交渉(あっせんその他の手続においてさ れたものを含む。)、その他の申立てに至る経緯 の概要を記載しなければならないことから、申 立にあたり証拠収集や書類作成等の綿密な準備 が必要である。費用は民事調停と同一で、通常 訴訟の半額程度とされている。

労働審判手続の申立があった場合には、労働 審判官は、労働審判手続の期日を定めて、事件 の関係人を呼び出す(労働審判法14条)。第1 回期日は原則として申し立てから40日以内に設 定され、平均審理期間は75.2日である。

労働審判委員会は、労働審判の手続の過程で、 調停の成立による解決の見込みがある場合には、 審理の終結に至るまで、労働審判手続の期日に おいて調停を行うことができる(労働審判法1 条、労働審判規則22条1項)。この調停を手続 に包括していることは、労働審判法の大きな特 色である。労働審判委員会は、争点に即した権 利関係を踏まえつつ調停案を提示して紛争の解 決を図ることができ、調停による解決が成立す れば、それは裁判上の和解と同一の効力を持つ (労働審判法29条)。

労働審判委員会は、調停による解決に至らな い場合、審理の結果認められる当事者間の権利 関係及び労働審判手続の経過を踏まえて労働審 判を行う(労働審判法1条、20条1項)。審判 においては、当事者間の権利関係を確認し、金 銭の支払い、物の引き渡しその他財産上の給付 を命じ、その他個別労働関係民事紛争の解決を するために相当と認める事項を定めることがで

きる(労働審判法20条2項)。両当事者が異議 を述べない場合には、審判は裁判上の和解契約 と同一の効力を持つ。

しかし、労働審判に対して適法な異議の申立 てがあったときは、労働審判はその効力を失い (労働審判法21条3項)、労働審判手続の申立 てに係る請求については、当該労働審判手続の 申立ての時に、訴えの提起があったものとみな されるため(訴えの提起の擬制。労働審判法22 条1項)、異議の申立てがあった場合には、審 判のやり直しではなく、訴訟へ移行する。

(3) 労働審判の特徴としての35

労働審判の特徴は、Speedy(迅速性) Specialized(専門性) Suitable(柔軟性)の頭文字をとって「3S」と表わされる。まず、迅速性に関しては、労働審判では、紛争を迅速に解決するために、審理期日回数を原則3回に限った。専門性については、個別労働関係についての制度,実情や慣行等の知識を身につけた者であり、こういった審判員が,評決権を持って評議に参加する点に特徴がある。柔軟性に関しては、労働紛争は、勝ち、負けだけではなく、実効的な解決が望まれることから、労働審判では、両当事者の主張を十分に聞いた上で、紛争の実情に即した柔軟な内容の審判をすることが可能とされている。

(4) 労働審判事件の課題

労働審判制度では、実際には、おおよそ7割くらいが調停で解決し、2割が労働審判に至り、1割が取り下げ等となっている。審判制度といいつつも、多くは調停によって解決している。前述の紛争調整員会によるあっせんに比して調停による解決率が高い理由としては、調停に至らない場合には審判が下され、その審判に異議

がある場合に通常訴訟の手続きに移行することが定められていること、労働関係に明るい労働者側推薦の審判員と使用者側推薦の審判員とが加わっての複数期日の調停は当事者において納得性の高い解決に至っていることなどが考えられる。

他方、審判が下されても、異議がある場合に は通常訴訟に移行することから、最終的な解決 の場となるとは限らないことや、気軽に利用で きるものではないという課題は残る。また、裁 判所などのホームページをみると、事実関係や 争点整理の便宜上からか弁護士をつけることを 推奨し、弁護士費用の負担など費用がかかる場 合が多い(ただし、弁護士をつけない本人申立 も不可ではない)。 労働審判にも総合法律支援 法に基づく訴訟費用の貸付などが利用できるも のの、収入制限があり、返済の必要があること から、審判の費用は労働者にとっては少なから ぬ負担となる。地域によっては、労働組合など で労働審判費用の貸し付けのための基金を設置 している例も見られ、今後の組合による全国的 な支援体制の整備が待たれるところである。

また、労働審判は、3回の期日で審理を終結することが可能と思われる事件が対象となるため、労働審判委員会は、事案の性質に照らし、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認められるとき、たとえば争点が多岐にわたり3回以内の期日では審理が困難である事件などは、手続を終了させることができる(労働審判法24条1項)。複雑な事案等は、労働審判の対象とならず、通常訴訟を利用せざるを得ない点も課題として残されている。



おわりに

以上、個別紛争解決にあたっての制度を概観し てきたが、これら以外にも、労働基準監督署によ る監督行政、弁護士会による調停、社会保険労務 士会等が設置している紛争調整窓口などのいわゆ る裁判外紛争解決制度(ADR)が複線化してい る。また労働審判は、この4年間で4倍増となり、 各裁判所での処理能力を超えつつある(日本経済 新聞2010年7月29日紙面)ことから、最高裁判所 は、簡易裁判所による労働民事調停に労働関係に 明るい弁護士を調停委員としてあたらせる方針と の報道もある(日本経済新聞2010年8月14日紙 面》

これらの制度はそれぞれ特徴があり必要に応じ、 利用者にとってアクセスしやすい窓口の利用が促 進され、各機関間の競争やノウハウの共有などが 進むことが望ましい。相談窓口を渡り歩く者がい ることや、複数のADRから審判・訴訟へと紛争 解決の長期化の可能性もあって、屋上屋を重ねる といったことのないように制度間の調整が必要と なる場面もでてこよう。単一の制度ではその運用 が硬直的になりがちであることから、複線型のA DRが用意されていることにより、泣き寝入りを 防ぎ、紛争予防効果につながることに期待したい。 また、労働者の住居や事業所の所在地によっては、 利用できる窓口が限られることとなる。司法のみ ならずADRへのアクセスの地域間格差の解消が 望まれる。

もちろん、紛争は当事者間で自主的に解決が図 られることが望ましいことは言うまでもない。そ の中心となるのはいつの時代にあっても労働組合 であってほしいとおもう (筆者はかつて労働組合 に対し、相談・カウンセリング機能や個別紛争解 決機能を強化することの必要を提言したことがあ る。拙稿「賃金・処遇制度の変化と労働組合の役 割」浜村彰・長峰登記夫編著『組合機能の多様化 と可能性』所収、法政大学現代法研究叢書22巻所 収2003年)。個別労働紛争においては、その情報 量や資金力等において使用者側が圧倒的に優位に あり、労働者にとってはその点の克服が課題であ る(たとえば、筆者のかかわった紛争のなかには、 使用者が労働者に対し就業規則の複写を禁止をし ていた例や、就業規則上の守秘規定違反を恐れて 労働者が紛争処理の申し立てを逡巡する例などが あった)。こういった情報格差等の克服は、労働 組合が取り組むべき課題でもあり、個別紛争に対 しても労働組合が個々の組合員をバックアップし ていく姿勢は、組合に対する信頼につながり、組 合の求心力を増すであろう。国のあっせんも労働 審判も非公開であり、その解決の実態は見えにく いが、前者は渡辺章『個別的労働関係紛争あっせ ん録』(労働法令協会、2007年)に詳しく、後者 についても「労働判例」誌や「季刊労働者の権 利」誌などで、紹介されることがある。組合関係 者の皆様も、紛争及び解決の実態を注視して、日 頃の活動に役立てていただければ幸甚である。読 者の組合関係者の皆様の一層の取り組みに期待し たい。